

平成十九年度

第二十七回

港湾環境整備負担金部会議事録

日時 平成十九年十二月二十一日(金)  
於 都庁第二本庁舎三十一階 特別会議室二十六

一 開 会

二 諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)

三 閉 会

出席者

学識経験者

(社)日本港湾協会副会長

前・(財)東京都公園協会西部支社長

港湾・海上公園関係者

(社)東京港運協会会長

東京倉庫協会会長

東京港定航船主会会長

東京港湾労働組合協議会副議長

関係行政機関の職員

関東地方整備局長

関東運輸局長

東京海上保安部長

東京都職員

港湾経営部長

海上公園課長

監理課長

企画課長

川嶋康宏

清水政雄

鶴岡元秀

鈴木幹夫

水澤秀樹

都澤秀征(代理)

北橋建治(代理)

安原敬裕(代理)

西口政文

江津定年

櫻井國男

進士和雄

藏居淳

## 開 会 (午後二時五十一分)

蔵居企画課長 それでは、全員おそろいになりましたので、ただいまから第二十七回港湾環境整備負担金部会を開催させていただきます。委員の皆様には、審議会に引き続きましてお疲れのところ、大変恐縮でございますが、よろしくお願いたします。

本日の委員の出席状況をご報告申し上げます。ただいま、九名の委員の方にご出席をいただいております。定足数を超えております。

なお、本部会は公開とさせていただきます。

次に、本日お手元に配付させていただきました資料につきまして、確認させていただきます。

まず、会議次第でございます。

それから「東京都港湾審議会 港湾環境整備負担金部会委員名簿」でございます。

それから、諮問書の写しでございます。

資料一としまして、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」でございます。

資料二といたしまして、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

資料三としまして、「負担割合一覧表」でございます。

最後に、資料四といたしまして、「平成十八年度・平成十九年度事業費等比較表」でございます。

そのほか、冊子でお配りしております、「東京都港湾環境整備負担金条例・同施行規則」、「港湾環境整備負担金制度について」及び座席表でございます。以上、「ご確認をお願いいたします。」

それでは、これからの議事進行につきまして、川嶋部会長にお願したいと思います。川嶋部会長、どうぞよろしくお願

いたします。

## 諮問事項の審議・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について (案)

川嶋部会長 それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について、まず、事務局からご説明をお願いします。

江津港湾経営部長 港湾経営部長の江津でございます。それでは、ご説明をさせていただきます。

港湾環境整備負担金制度につきましては、既にご案内のことと存じますが、このたび新たに委員にご就任を賜りました方もいらっしゃいますので、制度の概要につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でございます。臨港地区等に事業所を立地し、事業活動を営んでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきまして、「ご負担をいただくもの」でございます。

東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同施行規則を制定し、昭和五十六年度よりご負担をいただいているところでございます。

それでは、諮問案の内容につきまして、「ご説明を申し上げます。」

本日ご審議いただきます、平成十九年度の港湾環境整備負担金の概要でございますが、負担金の総額は四千四百七十七万円で、また、負担対象者は七十五社でございます。

それでは、資料に基づき、「説明を申し上げます。お手元にお配りをしてございます資料一「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」をらんください。お手数ですが、資料の三枚目、「負担対象工事の指定について」の表をらんいただきたいと思います。

表の最上段にございます「工事の種類」からの「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」まで、各項目ごとに順次説明を申し上げます。

からの各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合の「条例に基づいて告示すべき事項でございます。

まず、欄の「工事の種類」でございます。「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」は、港湾法第二条に定められております海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境の整備を行うものでございます。

一番は、「港湾環境整備施設の維持の工事」でございます。

二は、「漂流物の除去その他の水面清掃のための工事」でございます。

欄「工事の名称」でございます。

一の建設または改良の工事は、城南島海浜公園及び春海橋公園の整備工事でございます。

二の維持工事でございますが、晴海ふ頭公園ほか九公園の維持工事でございます。なお、昨年度まで負担金対象公園でございました竹芝ふ頭公園につきましては、平成十八年度より、海上公園施設から港湾施設である客船ターミナル施設に用途変更されましたため、対象公園ではなくなりました。

三番目は、東京港港湾区域内の水面清掃工事でございます。

欄でございます。それぞれの「工事の実施された場所」をお示ししております。

欄「工事の完了した日」でございます。

につきましては、それぞれの工事に要しました平成十八年度の費用でございます。

欄「負担区域」でございます。一の建設または改良の工事及び二の維持工事につきましては、陸域の臨港地区が負担区域となっております。三の水面の清掃工事につきましては、臨港地区及び水域の港湾区域が負担区域となります。

なお、実際に負担をいただく事業者の方は、東京都港湾環境整備負担金条例第三条に基づきまして、この負担区域内で事業を営んでおられる事業者の皆さんのうち、事業場の敷地面積が一万平方メートル以上の方でございます。

欄でございますが、それぞれの工事に要しました費用に対する負担の割合でございます。今年度の負担の割合につきましては、昨年度と同様となっております。その内容につきましては、資料三に記載をしておりますので、後はご説明をさせていただきます。

欄でございます。「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」でございます。この面積が負担金額算出の基礎となるものでございます。

以上、諮問案につきまして、概略のご説明を申し上げます。詳細につきまして、資料一のほうで補足をさせていただきます。と思います。

資料一のページを開き願います。負担金の負担区域を示したものでございます。負担区域は、東京港港湾区域、水域を含む部分でございます。それから、臨港地区でございます。図の右側、表の上段にお示ししておりますように、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございます。面積は五千三百四ヘクタールでございます。赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。面積は千四十五・六ヘクタールでございます。

また、中段の表には、先ほど説明申し上げました工事の種類が色分けをしております。それぞれの施行箇所を明示しております。

青色で表示しております。でございます。城南島海浜公園と、図の上段のほうでございますけれども、春海橋公園こちらにつきましては、港湾環境整備施設の建設・改良工事を実施いたしました。

緑色で表示をしております。からの公園と、の新木場公園に青色の表示の公園を合わせました公園を、維持工事の対象としております。公園の名称及び面積は、下段の表に記載をしておりますので、ごらんをいただきたと思います。

続きまして、二ページでございます。「平成十九年度港湾環境整備負担金の概要」でございます。この表は、負担金額の算定内容を記載したものでございます。

まず最初に、上段の表につきましては説明申し上げます。建設・改良工事につきましては、A欄の事業費が一億五千六十七万余円に対しまして、記載の計算式により、F欄のところでございます。負担金の額が八百六十三万余円となります。

同様に、維持工事につきましては、事業費が八千八万余円に対しまして、負担額が千三百六万余円でございます。

水面工事につきましては、事業費が二億三千五百七十六万余円に対しまして、負担額が二千三百万余円でございます。

合計金額でございます。事業費のほうは、四億六千六百万円でございます。

下段の表につきましては、A欄にそれぞれの工事に要しました費用の内訳を記載しております。また、D欄に、分母面積となる事業場等の敷地面積の算出基礎を記載しております。

次の三ページから五ページでございますが、各工事の事業費の明細を決算額調書として表にしたものでございます。

次に、六ページをごらんいただきたいと思います。六ページから七ページまでは、緑地の建設・改良工事が行われました一カ所の公園の概略図でございます。

まず六ページ、城南島海浜公園の概略図でございますが、工事内容としたしましては、緑色で表示をした箇所のドッグランの整備工事及びフェンスの設置工事等でございます。

次に、七ページをごらんいただきたいと思います。春海橋公園の概略図でございます。工事内容としたしましては、青く表示しました箇所の敷地造成、植栽及び舗装工事等を実施してございます。

次に、八ページをごらんいただきたいと思います。維持工事の対象となっております十カ所の公園の名称、管理面積及び面積の増減を記載したものでございます。面積の増減の内容につきましては、先ほど申し上げましたように、竹芝ふ頭公園が施設の用途変更により対象外になったことに伴いまして、同公園の面積約一万二千平米が減少となり、他方、春海橋公園、これは江東区の側になりますけれども、そちらの開園及び城南島海浜公園の一部追加開園によりまして、合わせて二万二千平米の増となっております。

この結果、昨年度に比べまして、約二万平米の増となり、管理面積の合計は二十八万三千七百五十九平米となっております。

次に、資料三をごらんいただきたいと思います。「負担割合一覧表」でございます。負担割合につきましては、他港の状況等も勘案しながら、各公園の機能、目的や主たる利用対象者の状況に応じまして種別化し、設定させていただいております。

次に、資料四をごらんいただきたいと思います。この表は参考までに、平成十八年度と十九年度の事業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに、上段が平成十九年度、中ほどに十八年度、下段が増減を記載してございます。

それぞれの事業費に負担割合を乗じたものが、負担対象額となります。そのうち、事業者の方々に「負担をいただく額」といたしましては、昨年度と比べて約一千万円減の四千四百七十七万円となっております。

なお、維持工事費が昨年度に比べ大幅に減少しておりますが、これは海上公園の管理に指定管理者制度を導入したことにより、管理経費が大幅に減少したことによるものでございます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

川嶋部会長 ありがとうございます。ただいまの説明で、よろしくございますか。環境整備負担金を取れる事業が三つございまして、環境整備施設の建設または改良、維持、それから清港会が行っております海面清掃について、対象になる。それから、そこに立地している臨港地区の面積等がございまずけれども、実際に取れるのは一万平米以上の事業者からということですので、一〇〇%ではないということと、もう一つは、負担金を徴収する割合は条例で定めてあって、それによって二分の一だったり、四分の一だったりする。それぞれに乗じて、七十五社から徴収する金額が四千四百万になるということで、そのことについて、この審議会の部会にお諮りされているところとございます。ご質問等がございましたら、ご発言ください。

ですから、環境整備負担金というのは、直接の因果関係がないんですけれども、立地している方からいただくという制度でございませう。

（異議なし）の（声あり）

川嶋部会長 ありがとうございます。よろしくでございますか。  
（結構です）の（声あり）

川嶋部会長 それでは、港湾環境整備負担金に係ります負担対

象工事の指定につきまして、原案どおりとする旨、決議いたしたいと存じます。「異議」ございませんね。

（異議なし）の（声あり）

川嶋部会長 異議なしのことでございますので、原案を適當とする旨、決議いたします。この決議の結果は、後日、答申をさせていただきますこととさせていただきます。

以上をもちまして、諮問事項の審議を終わりたいと存じます。

なお、東京都港湾審議会条例第八条第四項に基づきまして、本日の審議経過は、次回に開催されます東京都港湾審議会において、私のほうから報告をさせていただきますので、よろしくご了承いただきたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、事務局からごあいさつを申し上げます。

江津港湾経営部長 本日は、大変にお忙しい中を、港湾審議会に引き続きまして、本負担金部会にご出席をいただきご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいま、諮問案につきまして原案を適當とする旨のご決定をちょうだいいたしました。東京都は、港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々のご理解を得て、港湾環境整備負担金制度を適切に適用しながら、港湾環境の保全にお一層努めてまいりますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。本日は、大変ありがとうございました。

川嶋部会長 それでは、以上をもちまして、負担金部会を終了させていただきます。

どうも、ご協力ありがとうございました。

閉 会 （午後四時十分）

了